

(仮称) 犯罪被害者等支援条例（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

- (1) 募集期間 令和6年6月20日（木）～令和6年7月19日（金）
- (2) 募集方法 持参、郵送、ファクス、簡易電子申込
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、人権・男女共同参画課、富田・春日ふれあい文化センター、男女共同参画センター行政資料コーナー、各支所、各市立公民館、各コミュニティセンター

2 実施結果

- (1) 意見者数 個人3人、団体なし
- (2) 意見件数 12件（郵送10件、簡易電子申込2件）
- (3) 意見内容

分類	件数
① 条例の対象者・定義について	3
② 基本理念について	1
③ 市の責務について	2
④ 見舞金の支給等支援内容について	3
⑤ 市民等への周知啓発について	1
⑥ 民間支援団体との連携協力について	1
⑦ その他について	1
合計	12

3 提出意見に対する市の考え及び対応

別紙のとおり

提出意見に対する市の考え方及び対応

① 条例の対象者・定義について（3件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
1	<p>(2) 定義に“犯罪被害者等支援”も加えてください。 犯罪被害者等支援：犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して生活することができるようにするための取り組みをいう 支援の定義も支援の内容も書かれていませんが、「支援の制限」だけは文章化されており、この素案がこのまま条例として成立することにに対し不安を感じます。高槻市とし犯罪被害者等を支援するための、救済するための条例となることを願って止みません。</p>	<p>第2条における定義では、本条例内で使用される各用語の意味を説明したものであり、具体的な基準等をお示ししたものではありません。 「犯罪被害者等支援」は、本条例の設置目的でございます(第1条)。 この目的及び基本理念(第3条)に則り、必要な施策を総合的に推進してまいります。</p>	原案どおり
2	<p>この条例の対象者は高槻市に住民票のある方だけでしょうか。高槻市の様々な計画はSDGsの理念に則り「高槻で生活する全ての人。誰も取り残されない社会を目指す」として書かれるようになりつつあります。 この条例の対象者は市内に住民票のある方だけでしょうか。様々な事情で住民票を移せない方、居住実態のある方、在勤者、通学者は含まれますか。市内で被害を受けた方はどこに相談に行けば良いのでしょうか。高槻で働く外国籍の方は高槻市に相談できますか。支援を受けられますか。 被害を受けた方が、取り残されない条例の作成を祈っています。</p>	<p>本条例は、原則として住民基本台帳に記載されている方を対象としておりますが、やむを得ず本市の住民基本台帳に記載されずに本市に居住している方も、一定の要件を満たす場合には対象とする予定です。 また、本条例の対象ではない方が相談窓口に来られた場合にも、関係機関と連携し、適切な支援窓口につながるよう努めてまいります。</p>	原案どおり

3	<p>家族とは、婚姻届けを出して、受理された男・女とその血族・姻族でしょうか。</p> <p>様々な事情で婚姻届を出せない方、出さない方、受理されない方は犯罪被害にあっても被害者等として認定されないのでしょうか。</p> <p>内縁関係の方、高槻市で同性婚が認められない方、国際結婚が認められない国から高槻に来られている方もいます。</p> <p>相互扶助義務のある六親等までが家族として認められますか。</p> <p>現代の慣例として三親等まででしょうか。</p> <p>殺人犯罪で一番多いのは親族間殺人です。加害者もある意味被害者とも考えられますが、本条例で「家族・遺族」と規定してしまうと現代社会にそぐわないように思います。</p>	<p>犯罪被害者の家族または遺族の定義につきましては、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった方についても、配偶者と同様に支給対象とする予定です。</p> <p>なお支給対象者の具体的要件や支給順位等の詳細については、要綱により別途定めるものとします。</p>	原案どおり
---	---	--	-------

② 基本理念について（1件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
4	<p>(3) 基本理念1：犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重され、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に必要な支援が途切れることなく提供されなければならない。</p> <p>犯罪被害者等の尊厳と権利の尊重も大切な基本理念です。支援条例でもあり、権利保護条例とも考えたいです。市が被害者本人及び家族、家族に類する方々の権利について考え、市民だけでなく市内在住者、在勤者、通学者（性別、国籍を問わず）を守るものになるように、と思います。犯罪被害は基本的人権の非尊重、幸福追求権の阻害なので、高槻市の本条例の基本理念に必要な文章だと考えます。</p>	<p>本条例の目的として、犯罪被害者等の権利利益の保護を掲げております。</p> <p>犯罪被害者基本法の趣旨に則り、国との適切な役割分担を踏まえて本条例を制定するもので、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう努めてまいります。</p>	原案どおり

③ 市の責務について（2件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
5	<p>市の責務：国の第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月～令和8年3月）、及び大阪府犯罪被害者等支援条例（令和5年4月）とも連携し、犯罪被害者等本人・関係者、市民、各関係団体等の意見を聞きながら本条例を随時更新する。</p> <p>も市の責務と考えます。当事者の意見がこの素案からは感じられません。当事者を支援するための条例です。当事者、関係者が集まり話し合う審議会又は調整会議の設置と継続的開催、それらの情報公開を希望します。この素案のまま条例が成立し、固定化されてしまうことを危惧しています。「地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。状況に応じて、当事者によってより良い条例になりますように。</p>	<p>本条例素案は、国、大阪府の施策及び民間支援団体等の意見を参考にしながら策定しております。</p> <p>今後の施策の実施に当たっては、大阪府及び民間支援団体等関係機関で開催される支援調整会議において連携を図ってまいります。</p>	<p>原案どおり</p>
6	<p>市の責務としては 安全の確保（緊急の一時保護、施設への入所など） 犯罪被害者等調整会議の実施 個人情報の収集及び適切な管理 調査及び情報の収集と分析 再被害の防止 各関係者、課、部署との連携も大切です。</p> <p>この新しい条例にこれらを明文化することが市の責務です。大阪府は人口10万人当たりの刑法犯、凶悪犯の犯罪率が全国平均を上回っています。（平成30年度末）高槻市の被害状況はどうなのでしょう。高槻市としての分析、被害の傾向などについての調査、情報公開と防止に向けた対策について、それらの動向について注視していきたいです。</p>	<p>本条例は、犯罪被害者等基本法における、国及び大阪府との適切な役割分担のもと施策を進めるものです。</p> <p>本市においては本条例を制定することで、国及び大阪府の制度を補完し、犯罪被害者等に対する一層の支援の充実を図ろうとするものです。</p> <p>今後の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携協力し、必要な情報発信、支援の充実に努めてまいります。</p>	<p>原案どおり</p>

④ 見舞金の支給等支援内容について（3件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
7	<p>見舞金について、「性犯罪被害見舞金30万円」とありますが、性犯罪被害者が見舞金の申請を希望・実施するかは疑問です。未成年者の場合もありますし、性犯罪被害者は、犯罪の存在を公にしたがらないでしょう。</p> <p>性犯罪被害者に対しては、見舞金よりも、犯罪等により受けた心理的外傷から早期に回復することが重要と考えます。大阪市の条例（第10条）を参考に、見舞金支給に限定せずに、「心理的外傷を受けた性犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、医療費の助成その他必要な支援を行うものとする。」とし、支援策に幅を持たせた方が良いと考えます。</p>	<p>性犯罪被害に遭われた方への心理的ケアは重要な要素と考えており、カウンセリング等専門的なノウハウを持つ大阪府警や大阪アドボカシーセンター等の民間支援団体と連携し、適切な支援が受けられるよう対応いたします。</p> <p>今後の施策の実施に当たっては、性犯罪被害に遭われた方が適切な相談窓口につながり必要な支援が受けられるよう、庁内関係部署をはじめ警察や民間支援団体等との連携、周知・啓発に努めてまいります。</p>	原案どおり
8	<p>本条例（素案）には「相談及び情報の提供」と「支援の制限」については書かれていますが、「支援の提供」については書かれていません。支援の提供はなされないのでしょうか。</p> <p>国の犯罪被害者等基本法には「保健・医療サービスの提供」、「福祉サービスの提供」についても書かれています。</p> <p>国・府が講じる施策については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談及び情報の提供 ・心身に受けた影響からの回復 ・安全の確保 ・居住・雇用の安定 ・経済的負担の軽減 などが明記されています。 <p>高槻市では「相談及び情報の提供」と「見舞金の支給」のみが支援として本条例で規定され、それ以外の支援は行われないのでしょうか。大阪府が行うものなのでしょうか。</p>	<p>犯罪に遭われた方の様々なご事情や状況に鑑み、支援制度を複雑化せず手続きの負担軽減を図るとともに、他の自治体と比べ見舞金額を高く設定することにより、個々の状況に応じたサービス等を柔軟に選択いただけるよう、制度化を図っております。</p> <p>また、様々な生活上のニーズへの対応については、庁内及び関係機関における福祉・保健・医療等の支援制度を活用しながら総合的なサポートに努めてまいります。</p>	原案どおり

9	<p>犯罪被害者等支援条例に「日常生活の支援」についても盛り込んでください（条例に明記している市町村が全国に複数あります） 「日常生活の支援」</p> <p>①市は犯罪等により日常生活を営むにあたり支障がある犯罪被害者等について、介護・家事・保育・教育・育児等を行う者の派遣、その他日常生活を営むのに必要な支援サービスの提供を行う者とする。</p> <p>②市は犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の安全の確保の支援、市営住宅等への早期・優先入居、賃貸住宅の家賃等についての補助を行うものとする。</p> <p>③市は犯罪被害者等が犯罪等により受けた身体的・精神的被害から早期に回復することができるよう、受診支援・受診時の同行支援、心理相談及び法律相談・相談時の同行支援、その際の経済的負担の軽減、その他の必要な施策を実施するものとする。</p> <p>④市は犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関と連携して必要な施策を実施するものとする。</p>	<p>犯罪に遭われた方の様々なご事情や状況に鑑み、支援制度を複雑化せず手続きの負担軽減を図るとともに、他の自治体と比べて見舞金額を高く設定することにより、個々の状況に応じたサービス等を柔軟に選択いただけるよう、制度化を図っております。</p> <p>また、様々な生活上のニーズへの対応については、庁内及び関係機関における福祉・保健・医療等の支援制度を活用しながら総合的なサポートに努めてまいります。</p>	原案どおり
---	--	---	-------

⑤ 市民等への周知啓発について（1件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
10	<p>大阪府内市町村によっては数年前にこの条例が整備され、行政が行う出前講座として、条例の概要や“被害にあったら”について分かり易い説明会を行っている所が複数あります。高槻で新しく作られる条例です。誰にも言えず、一人で苦しんでいた方々が高槻にもおられます。周知・啓発を希望しています。たかつきDAYS等での特集、ケーブルTVでの放送、ホームページへの掲載、出前講座の開催等もご検討ください。日本語の読めない方、障がい者、子ども、高齢者等にもこの情報が伝わりますように。合理的配慮もお願いします。（その際には相談窓口の明記、犯罪被害者等給付金・市の見舞金等の手続きの情報もお願いします）</p>	<p>条例施行後には、様々な媒体を通じて周知啓発に努めてまいります。</p>	原案どおり

⑥ 民間支援団体との連携協力について（1件）

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
11	<p>高槻市在住の臨床心理士/公認心理師です。高槻市で法人を設立し、心理業務に携わっています。夫が刑事弁護士であることがきっかけで、司法分野の心理業務にも携わっています。</p> <p>刑事事件において、その枠組みの性質から犯罪被害者（以下被害者）は「被害者参加」でしか裁判に関わることができないのは公知の事実かと思えます。そのため、被害者の預かり知らぬところで加害者に対する刑が決まることも多く、「自分自身が理不尽な被害にあった事実」について、適切に向き合う機会が少ないと感じています。被害にあった事実について適切に向き合う機会が少ないと、その問題を不適切な形で納得したり、無理に忘れようとしたり、なんでもなかったように振る舞うこととなります。そのような対処法をとった問題は、その場では収まったように見えても、遅かれ早かれ身体または精神に不調をきたし、予後が悪くなります。つまり、適切な方法で犯罪被害に向き合う機会をもつ必要があります。</p> <p>犯罪被害者が被害の回復や弁償を求めるには、民事上の訴えが必要です。要件を満たせば法テラスを利用し、訴訟を弁護士にお願いすることも可能です。しかし、法律的な部分のみで被害者の心身が全て癒えるとは言えないように思います。「犯罪被害にあった」という心理的問題に伴走してくれる支援者も必要ではないでしょうか。</p> <p>犯罪被害とは凡そ理不尽な体験です。災害見舞金も大切ですが、その理不尽さを共に受け止め、適切な距離感で支え、犯罪被害の事実に向き合う機会が持てるような支援者または支援団体があることをより広報に交えることが必要だと思います。また、刑事裁判において加害者に国選弁護人がつくように、被害者にも国選（市選）で支援者がつく制度があってもいいのではないのでしょうか。加害者にも被害者にもセフティーネットのある街が、安心して暮らすことのできる街だと思います。</p>	<p>本条例の制定により、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報提供及び助言を総合的に行う窓口を設置いたします。</p> <p>犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じた適切な支援が受けられるよう、法テラスや大阪アドボカシーセンター等支援機関との連携や本制度の周知に努めてまいります。</p>	原案どおり

⑦ その他について (1件)

No	意見	市の考え方及び対応	対応結果
12	<p>第4次高槻市地域福祉計画等にも反映させて下さい 第4次高槻市地域福祉計画には「犯罪をした者等の社会復帰支援」としてくらしごとセンター等による就労・居住支援について書かれています。 犯罪被害者等支援についても高槻市地域福祉計画に反映され、盛り込まれる必要性を強く感じます。 同計画の見直しは3年後です。新しく条例が成立しても、同計画の見直しまで何年ものあいだ被害にあった方々が福祉的支援を受けられない、といった事態にならないように、庁内での連携・調整をご検討いただけますと幸いです。 (同計画にはDV相談についてだけ書かれています。犯罪被害はDVだけではなくありません。虐待も犯罪です。福祉的に対応すべき様々な犯罪被害が存在します。細かな対応を切に望みます。)</p>	<p>犯罪被害者等の置かれている様々な状況を勘案し、本市や関係機関等で実施している福祉・保健部門等の各種サービスを活用し、適切な支援を受けられるよう対応いたします。 また、第4次高槻市地域福祉計画への反映につきましては、今後の見直しの際に検討させていただきます。</p>	<p>原案どおり</p>